

豊川市告示第188号

令和7年豊川市告示第174号（市が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務の一般（指名）競争入札に参加する者に必要な資格、その資格審査の申請の方法等）の一部を次のように改正し、令和8年1月5日から施行する。

令和7年12月26日

豊川市長 竹本幸夫

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
(3) 添付書類 (2)による送信の後、次の書類を添付書類として各1部提出すること。添付書類は、鮮明なものである限り複写機による写しでも差し支えないが、証明年月日が(2)による送信の日前3月以内のものとすること。	(3) 添付書類 (2)による送信の後、次の書類を添付書類として各1部提出すること。添付書類は、鮮明なものである限り複写機による写しでも差し支えないが、証明年月日が(2)による送信の日前3月以内のものとすること。
ア 法人の場合 (ア)～(イ) (略) (イ) 完納証明書 (豊川市税) (豊川市に納税義務のある者 に限る。) 豊川市が指定する「完納証 明書」(2)による送信の日が 令和8年4月5日までの場 にあっては、「滞納のない証 明書」を「完納証明書」とみ なす。)	ア 法人の場合 (ア)～(イ) (略) (イ) 滞納のない証明書 (豊川市税) (豊川市に納税義務のある者 に限る。) 豊川市が指定する「滞納の ない証明書」
イ 個人の場合 (ア)～(イ) (略) (イ) 完納証明書 (豊川市税) (豊川市に納税義務のある者 に限る。)	イ 個人の場合 (ア)～(イ) (略) (イ) 滞納のない証明書 (豊川市税) (豊川市に納税義務のある者 に限る。)

豊川市が指定する「完納証明書」((2)による送信の日が令和8年4月5日までの場合にあっては、「滞納のない証明書」を「完納証明書」とみなす。)

(4)～(6) (略)
3～10 (略)

豊川市が指定する「滞納のない証明書」

(4)～(6) (略)
3～10 (略)